

## さいたま市告示第1803号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月3日

さいたま市長 清水勇人

### 1 組合の名称

さいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合

### 2 事業施行期間

平成2年1月5日から令和11年3月31日まで

### 3 施行地区

さいたま市見沼区大字丸ヶ崎字合ノ谷、字本村、字宮ノ下、字西通、字上ノ前、字押廻及び字井川の各一部

さいたま市見沼区大字深作字西谷の一部

### 4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

### 5 設立認可の年月日

平成2年1月5日

### 6 公告の方法

第86条「事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場」を「事務所の掲示場」に変更する。

### 7 変更認可の年月日

令和7年12月3日

### 8 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部市街地整備課区画整理係

(2) 電話 048（829）1465